

志布志市いじめ防止基本方針



平成26年12月策定
志布志市

(最終改定 平成29年3月31日)

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 いじめの防止等に関する基本理念	2
2 いじめの定義	2
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
(1) いじめの禁止及び防止	3
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめへの対処	5
(4) 教職員の資質向上	7
(5) 家庭や地域との連携	7
(6) 関係機関との連携	8
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	9
1 いじめの防止等のために市または教育委員会が実施する施策	9
(1) 志布志市いじめ問題対策連絡協議会の設置	9
(2) 志布志市教育委員会の附属機関（志布志市いじめ問題専門委員会）の設置	9
(3) 市及び教育委員会が実施する施策	10
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	12
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	12
(2) 学校におけるいじめの防止等のための組織	13
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	14
3 重大事態への対処	18
(1) 重大事態の発生と調査	18
(2) 調査結果の提供及び報告	21
(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	21
第3 その他	22
※ 参考資料「いじめ防止対策推進法」への対応	23

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、状況によっては生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

これまで、本市においてもいじめが認知され、その都度対応を重ねてきたところであり、いじめの問題は本市にとっても最重要課題のひとつである。

志布志市は、平成29年1月1日に、志布志市民の一人として目指すべき指針となる「志布志市民憲章」を制定した。

志布志市民憲章

ここ志布志市は、青い海と緑の大地に恵まれた素晴らしいふるさとです。

その昔、この地を訪れた天智天皇が、「志」篤き里人にいたく感激され、この地を「志布志」と命名されたと伝えられています。

その「志」篤き里人の子孫である私たちは、先人が誇りを持って脈々と紡いできた「志」の心を志布志市の基本理念として、市民憲章にあらわすことにいたしました。

「志」とは、自ら生きる目標を心に決めて目指すことであり、人や地域のために尽くそうとする心であります。ひいては、世の中全体のために奉仕する心です。

私たちは、先人が築いた歴史や文化を引き継ぎ、「高い目標や夢」と「慈愛の精神」を持ち、市民一人ひとりがそれぞれの役割を担い、行動を起こし、「志」あふれる志布志市を築いていくことを誓います。

そのために、

私たち志布志市民は

- し 自然に親しみ、ふるさとを愛し
- ぶ 文化の香り高い先人の叡智に学び
- し 幸せと平和を求め

“こころざし”あふれるまちを創ります

このようなまちづくりの中で、個人の尊厳を著しく傷付けるいじめは到底認められるものではない。「高い志」と「慈愛の精神」による「志のあふれるまちづくり」を推進するために、ここに「志布志市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定し、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国・県・市・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の中でいじめの問題の克服に取り組むものとする。また、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するものとする。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、子どもの人権に関わる重大な問題であり、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

一方で、児童生徒は学校生活における様々な人間関係の課題に直面しながら、個人として、あるいは集団として関係を調整しつつ課題を解決していく。学校教育におけるそうした普遍的な営みこそが、いじめの問題の解決においても重要であり、教育活動全体を通じて、いじめを許さないという一人一人の心と、集団としての問題解決ができる力を育てることを大切にしなければならない。

なお、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の連携の下に取り組まなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」第2条

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えな い所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童 生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

※「いじめ対策必携」（鹿児島県）参照

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの禁止及び防止

「いじめ防止対策推進法」第4条、第15条

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止

するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組が必要である。

そのためには、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない行為」であることへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりを目指し、全ての児童生徒が安心して、自己有用感や自尊感情を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

さらに、学校という時間の中だけでこの問題を考えるのではなく、全ての市民（家庭、地域、学校、市その他の関係機関）が連携して次のことに取り組まねばならない。

- 全ての家庭で、お互いの人権を尊重し合う温かい家族愛の中で個性の伸長を図るとともに自分を大切にすることはもちろんのこと他の人も大切にすることができる子育てを行います。
- 地域コミュニティのより一層の充実を図り、ともに伸びゆくまちづくりを推進します。
- 家庭、地域及び学校が一体となって児童生徒の豊かな情操や道徳心、規範意識の確立に努め、心の通い合う対人関係を構築できる社会性を育みます。
- 家庭、地域、学校その他の関係機関が一体となって、児童生徒が安心して学び続けることができる教育環境の整備に努めます。

(2) いじめの早期発見

「いじめ防止対策推進法」第16条
(いじめの早期発見のための措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。具体的には、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささやかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを見逃したり、軽視したりすることなく積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにすることが大切であり、アンケートの実施や休み時間の児童生徒の遊びや日記、授業中の態度などに注意をはらい、児童生徒の発する小さなサインを見落とさず、迅速に対応することを徹底しなければならない。

保護者や地域の方々は、児童生徒の持ち物や服装、言動の変化が心の変化であるということを念頭に、見守りを続ける必要がある。小さな変化を感じた際には、学校や関係機関等との連携に努めなければならない。

(3) いじめへの対処

「いじめ防止対策推進法」第23条

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

いじめの問題の解決に向けての取組については、校長のリーダーシップの下、組織的な取組を実施し、早期解決を図らなければならない。いじめは、繰り返し行われたり、加害者と被害者の立場が逆転して行われたりすることがあることから、いじめの認知から数か月間は特に注意して組織的な見守りを行う必要がある。学校外でのいじめの実態も報告されていることから、いじめを認知した際には、家庭や地域との連携も必要であり、各学校に設置されている学校いじめ対策組織の積極的な活用が望まれる。

(4) 教職員の資質向上

学校におけるいじめの問題の解決のためには、一人一人の教職員の力量に期待するところが極めて大きい。そのため、教職員がいじめの問題に対し、正しい共通認識をもち、適切な対処が行われるよう、職員研修等を通して、いじめの問題への対応について、理解を深めておくことが必要である。また、学校における組織的な対応を可能にする体制整備が必要である。

いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりに向けては、教師一人一人の授業力や学級経営力の向上が必要であり、いじめの未然防止のために、各種研修会の機会の充実に努めることが必要である。また、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための職員研修等を充実させることが必要である。

なお、体罰は、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となるものであることから、職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

(5) 家庭や地域との連携

「いじめ防止対策推進法」第9条

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

児童生徒の健やかな成長を促すためには、社会全体で児童生徒を見守り、学校関係者と地域、家庭とが連携していくことが必要である。

例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した

対策を推進することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、家庭生活における小さな変化を把握することや、いじめを行った児童生徒に対して、根気強く毅然とした指導を継続して行っていくためには、保護者の理解・協力が不可欠であり、そのための十分な連携が求められる。

保護者は、児童生徒の養育に関してその責任を負うものであり、生活習慣や規範意識の確立のために、幼い時から愛情を注ぎ、生命の尊重や自他ともに大切にすること、善悪の判断基準をしっかりと築くことが大切である。いじめを受けている児童生徒が大切な家族に心配をかけたくないという思いから、保護者にいじめを受けていることを相談できないといった実態がある。そこで、保護者は自分の子どもに対して、最後まで守り抜くことを伝え、小さな変化も見逃さないように子どもの行動や様子を注意深く見守ることが大切である。

(6) 関係機関との連携

「いじめ防止対策推進法」の第17条

(関係機関等との連携等)

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

いじめの問題への対応において、学校が、いじめを行う児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。そのため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携し、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知するなど、連携した取組を行うことが必要である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために市または教育委員会が実施する施策

(1) 志布志市いじめ問題対策連絡協議会の設置

ア 設置の趣旨

「いじめ防止対策推進法」第14条

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

法第14条第1項の規定に基づき、本市におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、「志布志市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

イ 構成員

協議会は、構成員10人以内をもって組織する。

1	大隅児童相談所	6	志布志市校長協会（中学校代表）
2	法務局	7	スクールカウンセラー
3	志布志警察署	8	スクールソーシャルワーカー
4	志布志市PTA連合会	9	教育委員会事務局
5	志布志市校長協会（小学校代表）	10	その他教育委員会が適当と認める者

(2) 志布志市教育委員会の附属機関（志布志市いじめ問題専門委員会）の設置

ア 附属機関の設置の趣旨

「いじめ防止対策推進法」第14条

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

「いじめ防止対策推進法」第28条

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者

又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第14条第3項及び法第28条第1項の規定に基づき、教育委員会に重大事態の調査を行う必要が生じた場合は、教育委員会の附属機関として「志布志市いじめ問題専門委員会」を設置する。

「重大事態の発生」とは、法第28条に規定するもの又はその訴えがあった場合のことをいう。

イ 構成員

1	臨床心理士（スクールカウンセラー）
2	弁護士
3	医師
4	精神保健福祉士
5	学識経験のある者

(ア) 心理や福祉等の専門的知識・経験を有する者

(イ) いじめ防止対策推進法を踏まえた職能団体からの推薦者

(ウ) 教育に関する学識経験のある者

(3) 市及び教育委員会が実施する施策

ア いじめの未然防止のための措置

(ア) 児童生徒の豊かな情操と道徳心や人権尊重の精神を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実に努める。

(イ) いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等に必要な措置を講ずるよう努める。

(ウ) いじめ防止等のために、学校、家庭、関係機関及び地域との連携を図り、相互に対策が行われるように努める。

(エ) 鹿児島県における「いじめ問題を考える週間」を市内全ての小・中学校で必ず設定し、いじめの実態把握等について、各学校の取組状況を把握する。

(オ) 児童会活動・生徒会活動や、あいさつ運動、ボランティア活動など、

学校に在籍する児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に対する支援を行う。

(カ) 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。

(キ) 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話、創作・表現活動を取り入れた教育活動を推進し、各学校における児童生徒が達成感や充実感を味わう分かる授業の充実のための必要な措置を講ずる。

イ いじめの早期発見の措置

(ア) 全ての児童生徒を対象に、「いじめの問題に関する実態調査」を年間3回以上実施することや「学校楽しいーと」（県総合教育センター作成）、諸検査等を有効に活用する。

(イ) 各学校において、定期的な教育相談やアンケート調査に基づく聞き取りを実施するなど個に応じた指導の充実に努めさせる。

ウ いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備及び周知

(ア) 「かごしま教育ホットライン24の活用」等相談機関の周知

(イ) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用

(ウ) 市広報誌等によるいじめ防止に関する啓発記事の掲載・啓発

エ いじめに関する職員研修の充実

(ア) いじめ問題・生徒指導に関する研修会への参加奨励

(イ) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用

(ウ) 児童生徒理解のための研修会の実施

オ インターネット上のいじめへの対策

(ア) 児童生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育の充実

(イ) 市広報誌等へのネットいじめ防止に関する啓発記事の掲載・啓発

(ウ) 「ネットパトロール」における検索結果の公表や「e-ネットキャラバン」, 「ケータイ安全教室」等による啓発

(エ) 情報モラル教育の充実

カ 関係機関等との連携等

(ア) 関係機関、学校、家庭、地域及び民間団体との連携体制の整備

(イ) 学校相互間の連携協力体制の整備（市生徒指導主任等会等）

キ 学校評価・教員評価への指導

(ア) 学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を十分に踏まえた目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組み、実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、学校に対する必要な指導・助言を行う。

(イ) 教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の課題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校に対する必要な指導・助言を行う。

ク 学校運営改善の支援

定期の学校訪問や授業参観を通して、教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組めるようにするために、必要に応じて学校運営の改善を支援する。

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

「いじめ防止対策推進法」第13条

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

ア 学校いじめ防止基本方針の策定の趣旨

学校は、「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止等のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携して、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

イ 学校いじめ防止基本方針の内容

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を定める。

ウ 学校いじめ防止基本方針策定上の留意点

(ア) より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、

当該学校の実情に即して適切に機能しているかを法第22条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。

- (イ) 学校いじめ防止基本方針の・見直しを行うに当たっては、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針となるようにし、学校いじめ防止基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。
- (ウ) 児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- (エ) 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページに掲載し、児童生徒及びその保護者、地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにするとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

「いじめ防止対策推進法」の第22条

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

ア 組織設置の趣旨

いじめは、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となることから、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者、その他学校評議員や学校運営協議会委員、民生委員などの関係者が参加する組織を設置する。

イ 役割

- (ア) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- (イ) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- (ウ) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (エ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に

関する悩みを含む。)があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

- (オ) いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- (カ) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- (キ) 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- (ク) 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割 (PDCA サイクルの実行を含む。)

ウ 組織の構成員

組織を構成する「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や生徒指導担当、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員等から学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止等に当たって関係の深い教職員を追加したり、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等を参画させたりするなど、組織の構成を適宜工夫・改善できるように、柔軟な組織とすることがより実効性を高めることに有効である。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止

- 児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- ・ 全教育活動を通じた道徳教育、人権教育、体験活動等の充実
- ・ 海外から帰国した児童生徒、外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒に対する理解の促進、必要な支援の

促進

- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認についての正しい理解の促進，必要な対応の周知
- ・ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒に対する心のケアの充実
- ・ 学級会活動や児童・生徒会活動など特別活動における児童生徒が自らいじめの問題について考え，議論する活動の充実，あいさつ運動，ボランティア活動の充実
- ・ 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力，読解力，思考力，判断力，表現力を育むため，読書活動や対話・創作・表現活動を取り入れた教育活動の推進
- ・ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できる授業づくりや集団づくりの推進

イ いじめの早期発見

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど，大人が気づきにくく，判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識する。
- ささいな兆候であっても，いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくことがあることから，早い段階からの確に関わりを持ち，いじめを軽視することなく，積極的に認知する。
- いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが重要であり，個人で判断せず，全て組織に報告・相談し，複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め，児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう危機意識を高める。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により，児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え，いじめの実態把握に取り組む。

ウ いじめへの早期対応

- 特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応する。
 - いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに，いじめを行った児童生徒に対しては，当該児童生徒の人格の成長を旨として，教育的配慮の下，毅然とした態度で指導する。
 - 対応の在り方について，教職員全員の共通理解，保護者の協力，関係機関や専門機関との連携の下で取り組む。
- ・ いじめの事実関係の把握
 - ・ いじめを受けた児童生徒の安全確保及び支援体制の整備
 - ・ いじめを行った児童生徒への指導及び支援体制の整備
 - ・ 対応の在り方及び指導方針に関する教職員間の共通理解

- ・ 関係する児童生徒の保護者への適切な情報提供
- ・ 保護者及び関係機関との連携
- ・ 周りではやしたてる子ども及び見て見ぬふりをする子どもへの対応

エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安）
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

オ いじめに関する教職員研修の充実

「いじめ対策必携」を活用した研修を実施する等、いじめの問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

カ 組織的な指導体制の確立

いじめの問題に対する学校の指導体制が機能するためには、校長のリーダーシップの下、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心に、学校全体で組織的かつ継続的な取組を行うことが重要である。

学校の実態に応じた校内連絡体制を見直し、適切な報告や情報を共有するとともに、いじめの態様や原因、その背景等に応じて、指導方針及び指導方法を明確にし、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、情報共有の手順及び情報共有すべき内容、具体的な指導方法等について、共通理解を図りながら組織的に対応する。

キ 特別な支援を必要とする児童生徒への配慮

特別支援学級に在籍する児童生徒又は通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の中には、他の児童生徒との何らかのトラブルが生じた際に、自分の思いや苦しさを表現することが困難な児童生徒も在籍している。

このような児童生徒に対するいじめを未然に防止したり、早期に発見したり、解消を図ったりするには、各学校の全職員による支援体制の構築が不可欠である。また、いじめを許さぬ豊かな心を育てていくため、一人一人の児童生徒を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常学

級との交流及び共同学習等を積極的に推進し、障がい理解教育等を進めることが大切である。

(ア) 個別の指導計画や支援計画等の内容や交流及び共同学習等について全職員が、その計画や内容を理解し、積極的に推進する。

(イ) 各学級の担任がそれぞれの学級の児童生徒を見守るだけでなく、全職員で時間や空間の死角を作らない体制づくりを行う。

ク 家庭や地域との連携の強化

- いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童生徒・保護者といじめを行った児童生徒・保護者との間でトラブルが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有する。

- ・ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発
- ・ いじめに係る相談を行うことができる体制の整備
- ・ いじめの事実があると思われた場合、関係する児童生徒の保護者への適切な情報提供
- ・ いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するとともに、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する継続的で丁寧な支援
- ・ いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言

ケ その他

(ア) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、教師向けの指導用資料やチェックリストなどを通じ、いじめの防止等の取組の充実を図る。

(イ) 学校評価・教員評価における留意事項

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにする。

また、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっても、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒の理

解，未然防止や早期発見，いじめが発生した際に問題を隠さず，迅速かつ適切に対応すること，組織的な取組等を評価するようにする。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

「いじめ防止対策推進法」第28条

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は，次に掲げる場合には，その事態（以下「重大事態」という。）に対処し，及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため，速やかに，当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け，質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は，前項の規定による調査を行ったときは，当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し，当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては，当該学校の設置者は，同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の意味について

(ア) 重大事態の意味と事態例

- 生命，心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
不登校の定義を踏まえ，年間30日を目安とするが，児童生徒が一定期間，連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。
- その他の場合
児童生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあった場合

(イ) 重大事態の報告

学校は、重大事態を認知した場合、教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告を行う。

(ウ) 調査の主体

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。

なお、学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

(エ) 調査を行うための組織

学校が行う場合は、各学校に設置された「学校いじめ対策委員会」等が行う。

教育委員会が行う場合は、「志布志市いじめ問題専門委員会」(P 9)が行う。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・ いつ (いつ頃から)
- ・ 誰から行われ
- ・ どのような態様であったか
- ・ いじめを生んだ背景事情
- ・ 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・ 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

【いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合】

- ・ いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取り、その意向を確認しながら必要な対応を行う。
- ・ 在籍児童生徒及び教職員に対する質問紙調査又は聴き取り調査を行う。
この際、個別の事案が広く明らかになり、いじめを受けた児童生徒及び情報提供者に被害が及ばないよう留意する。
- ・ いじめを行った児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・ いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・ これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援するとともに、関係機関とも適切に連携し対応に当たる。

【いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合】

- ・ いじめを受けた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍児童生徒及び教職員に対する質問紙調査、聴き取り調査等が考えられる。

【自殺の背景調査における留意事項】

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ・ 遺族の要望・意見を十分に聴取する。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、おおむねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・ 資料や情報は、できる限り、偏りが無いよう、多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・ 学校が調査を行う場合において、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・ 情報発信及び報道対応については、関係者のプライバシーを確保の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

(カ) その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずることとされており、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断する場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合も考えられる。学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校

生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(2) 調査結果の提供及び報告

「いじめ防止対策推進法」第30条

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

ア 適切な情報提供の責任

いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切な情報提供を行う。学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して十分な説明を行う。

イ 調査結果の報告

教育委員会は、その調査結果を市長に報告する。

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。

(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

「いじめ防止対策推進法」第30条

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

ア 再調査

- (ア) 重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができる。
- (イ) 再調査は、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）によることとする。
- (ウ) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

- (ア) 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。
- (イ) 再調査を行ったときは、市長はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個人のプライバシーに関して必要な配慮を確保する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

市は、法の施行状況や県・国の基本方針の変更等を勘案して、必要に応じて基本方針の見直しを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(資料)

「いじめ防止対策推進法」への対応

志布志市教育委員会

【いじめ防止対策推進法】（平成25年9月施行）
 学校におけるいじめの防止・早期発見・対処のための基本理念、いじめの禁止、関係者の責務などを定めた法律。



「鹿児島県いじめ防止基本方針」策定（平成26年3月）



学 校	志布志市教育委員会			市長部局
「いじめ防止基本方針」(義務)	「志布志市いじめ防止基本方針」	「いじめ問題対策連絡協議会」	「市いじめ問題専門委員会」(教育委員会の附属機関)	「市いじめ問題調査委員会」(市長の附属機関)
○ 学校の実情に応じた、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針	○ いじめ防止等が体系的かつ計画的に行われるよう、その基本的な方向について具体的に記載	○ いじめの防止等に係る機関及び団体の連携を図る組織	○ 学校で重大事態が発生した場合の事実関係の調査を行う機関	○ 学校又は市教委による調査結果を受け、再調査の必要があると認めるときに調査を行う機関
※ 第22条 「いじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」	※ 条例設置 【構成員】 ・ 基本理念 ・ 市、教育委員会の施策 ・ 学校の施策 ・ 重大事態への対処等	※ 条例設置 【構成員】 ・ 児童相談所 ・ 法務局 ・ 警察署 ・ 弁護士 ・ 精神科医 ・ 臨床心理士 ・ P T A代表 ・ 学校代表	※ 条例設置 【構成員】 ・ 臨床心理士 ・ 弁護士 ・ 医師 ・ 保健福祉士 ・ 学識経験者 ※ 公平性・中立性の確保 ※ 非常勤	※ 条例設置 【構成員】 ・ 専門的な知識又は経験を有する第三者等で構成 ※ 公平性・中立性の確保 ※ 非常勤

市長へ報告

議会へ報告